

資料編

① 神栖市環境基本条例

平成 17 年 3 月 25 日

条例第 3 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)
- 第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本施策(第 7 条—第 23 条)
- 第 3 章 補則(第 24 条)
- 付則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市の環境を保全し創造していくための基本理念を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、あわせて環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることによって、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地下水の枯渇、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。
- (3) 循環型社会 廃棄物の発生抑制又は資源の循環的な利用の促進及び適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会をいう。
- (4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むために必要とされる良好な環境を確保し、及び人と自然との共生を図るとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しながら、環境への負荷が少ない、持続的発展が可能な循環型社会の構築を目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担と連携のもとに積極的に取り組むことにより行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保するうえでの課題であることを認識し、すべての者がこれを自らの課題であるとして、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進しなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うにあたっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理するとともに、自然環境を適正に保全するための必要な措置を講じる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うにあたっては、事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するよう努める責務を有する。
- 3 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うにあたっては、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努める責務を有する。
- 4 事業者は、基本理念に基づき、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第 6 条 市民は、基本理念に基づき、日常生活において資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量、再生資源その他の環境への負荷の少ない製品及び役務の利用等により、環境への負荷の低減に努める責務を有する。
- 2 市民は、基本理念に基づき、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力する責務を有する。

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本施策

(環境基本計画)

- 第 7 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)の意見を聴くために必要な措置を講じるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、神栖市附属機関に関する条例(昭和 47 年神栖町条例第 42 号)に規定する神栖市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 6 環境基本計画の変更については、前 3 項の規定を準用する。

(年次報告)

- 第 8 条 市長は、環境の現況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況に関する報告を毎年作成し、これを公表しなければならない。

(施策の策定等にあたっての指針)

- 第 9 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、又は実施するときは、環境基本計画との整合を図らなければならない。
- 2 市は、前項に定める整合を図るために必要な体制を整備するものとする。

(規制等の措置)

- 第 10 条 市は、公害その他環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制及び指導の措置を講じるものとする。

(経済的措置)

- 第 11 条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する取組について、特に必要があると認めるときは、助成その他の措置を講じるものとする。
- 2 市は、環境への負荷を低減させるため、特に必要があると認めるときは、市民等に対して適正な経済的負担を求めるための措置を講じることができる。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

- 第 12 条 市は、環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備その他環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 市は、公園、緑地等の整備その他自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するために必要な措置を講じるものとする。

(環境影響の事前配慮)

- 第 13 条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響について、事前に環境の保全及び創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講じるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

- 第 14 条 市は、再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量化が促進されるように、必要な措置を講じるものとする。

(市民等の意見の反映)

- 第 15 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民等の意見を反映することができるように必要な措置を講じるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

- 第 16 条 市は、市民等が環境の保全及び創造に関する理解を深めるとともに、自発的な活動が促進されるように、環境教育及び環境学習の振興に必要な措置を講じるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

- 第 17 条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に資する活動を促進するために必要な措置を講じるものとする。

(参加及び連携の推進)

- 第 18 条 市は、環境の保全及び創造を推進するにあたり、市民等の参加及び連携が得られるよう必要な措置を講じるものとする。

(環境管理の促進)

第 19 条 市は、事業者が自らの事業活動に係る環境への負荷の低減を図るために行う自主的な環境管理の実施の促進に必要な措置を講じるものとする。

(情報の提供)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する活動を促進するにあたり、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施及び監視体制等の整備)

第 21 条 市は、環境の状況を把握するとともに、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な調査を実施するとともに、監視等の体制の整備に努めるものとする。

(地球環境保全に資する施策の推進)

第 22 条 市は、地球環境保全が人類共通の課題であるとともに市民の現在及び将来にかかわる課題であることを認識し、地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

(国及び県並びに他の地方公共団体との協力)

第 23 条 市は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組を必要とする施策を実施するにあたっては、国及び県並びに他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第 3 章 補則

(委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(神栖町公害防止条例の一部改正)

2 神栖町公害防止条例(昭和 47 年神栖町条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(神栖町附属機関に関する条例の一部改正)

3 神栖町附属機関に関する条例(昭和 47 年神栖町条例第 42 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

② 神栖市環境審議会規則

昭和 49 年 11 月 5 日
規則第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神栖市附属機関に関する条例(昭和 47 年神栖町条例第 42 号)第 3 条の規定に基づき、神栖市環境審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会の委員は、委員 25 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 一般公募による者
- (2) 関係機関及び団体の代表又は役職員
- (3) 学識経験者
- (4) 企業及び企業の関係組織の関係者

2 市長は、審議会の委員を一般公募した場合において、その公募がなかったとき又は少数のときは、適当と認める者をもって補うことができる。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第 2 号及び第 4 号により委嘱された委員は、当該職を退いたときは、その職を失うものとする。

(役員)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。ただし、最初の審議会は、市長が招集するものとする。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参与)

第 6 条 会長は、審議会運営上必要と認めるときは、関係者に参与として出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 54 年規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 56 年規則第 35 号)

この規則は、昭和 56 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 6 年規則第 12 号)

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 22 年規則第 4 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

③ 神栖市環境市民会議規則

令和 2 年 3 月 31 日
規則第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神栖市附属機関に関する条例(昭和 47 年神栖町条例第 42 号)第 3 条の規定に基づき、神栖市環境市民会議(以下「環境市民会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 環境市民会議は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 環境基本計画の策定又は見直しに関する事項の検討に関すること。
- (2) その他環境市民会議の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 環境市民会議の委員は、市内在住者及び在勤者の中から市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 環境市民会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、環境市民会議を総理し、環境市民会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 環境市民会議は、会長が招集する。ただし、最初で開催される会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

(情報又は資料の請求)

第 7 条 市は、委員から計画の策定又は見直しに関し必要な情報又は資料の請求があった場合には、速やかにこれに応じるよう努めなければならない。

(事務局)

第 8 条 環境市民会議の事務を処理するため、事務局を環境主管課に置く。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、環境市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

④ 神栖市環境基本計画策定委員会設置要項

平成 15 年 4 月 1 日
訓令第 5 号

(設置)

第 1 条 神栖市環境基本条例(平成 17 年神栖町条例第 3 号)第 7 条第 1 項の規定に基づく環境の保全に係る総合的な計画を策定又は見直しをするため、神栖市環境基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境基本計画の策定に関すること。
- (2) 環境基本計画の見直しに関すること。
- (3) その他環境基本計画策定委員会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、別表に掲げる者を市長が任命する。

2 委員の任期は、任命を受けた日から 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2 委員長には副市長、副委員長には生活環境部長をもって充てる。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(環境基本計画策定検討部会)

第 6 条 環境基本計画の策定又は見直しに当たり専門的事項に関する調査及び検討を行わせるため、市職員による環境基本計画検討部会(以下「検討部会」という。)を置く。

2 検討部会の運営に関しては、別に定める。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務を処理するため、事務局を生活環境部環境課に置く。

(委任)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 17 年訓令第 48 号)

この訓令は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

付 則(平成 18 年訓令第 19 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 19 年訓令第 19 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 20 年訓令第 31 号)

この訓令は、平成 20 年 6 月 30 日から施行する。

付則(令和 4 年訓令第 18 号)

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

副市長

総務部長

企画部長

波崎総合支所長

健康福祉部長

生活環境部長

都市整備部長

産業経済部長

教育部長

農業委員会事務局長

環境課長

⑤ 神栖市環境基本計画検討部会運営要項

平成 15 年 4 月 1 日
訓令第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、神栖市環境基本計画策定委員会設置要項(平成 15 年神栖町訓令第 5 号)第 6 条第 2 項の規定に基づき、神栖市環境基本計画検討部会(以下「検討部会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 検討部会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境基本計画の策定又は見直しに係る専門的事項の調査及び検討に関すること。
- (2) その他検討部会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 検討部会の部会員は、次に掲げる者を市長が任命する。

- (1) 環境課長
 - (2) 環境課課長補佐(環境対策グループ担当)
 - (3) 別表に掲げる課の係長以上の職員
- 2 部会員の任期は、任命を受けた日から 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第 4 条 検討部会に、部会長及び副部会長各 1 人を置く。

- 2 部会長には環境課長、副部会長には環境課課長補佐(環境対策グループ担当)をもって充てる。
- 3 部会長は、会務を総理し、検討部会を代表する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討部会は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会長は、必要に応じ部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第 6 条 検討部会の事務を処理するため、事務局を環境課に置く。

(委任)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 16 年訓令第 1 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(平成 17 年訓令第 49 号)

この訓令は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

付 則(平成 18 年訓令第 18 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 21 年訓令第 6 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 22 年訓令第 2 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 25 年訓令第 13 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 31 年訓令第 22 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 5 年訓令第 15 号)

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 6 年訓令第 21 号)

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

本庁

総務課
職員課
政策企画課
市民協働課
契約管財課
社会福祉課
健康増進課

保健予防課
防災安全課
廃棄物対策課
都市計画課
住宅政策課
道路整備課
施設管理課

下水道課
農林課
観光振興課
企業港湾商工課
水道課
教育総務課
学務課

教育指導課
文化スポーツ課
第一学校給食共同
調理場
農業委員会事務局
環境課

波崎総合支所
市民生活課
水産・地域整備課

⑥ 策定体制

神栖市環境審議会

策定時（平成 30 年度）

区分	氏名	備考
一般公募者	立元 睦男	公募委員
	松永 司	公募委員
	石田 光	公募委員
関係機関 及び団体の代表者又は 役職員	羽出 道雄	なめがたしおさい農業協同組合
	宮内 義昭	はさき漁業協同組合
	篠塚 洋一	神栖市農業委員会
	溝口 勝也	神栖市行政委員連絡協議会
	松本 一夫	神栖市公害対策市民協議会
	◎安藤 和幸	神栖市 PTA 連絡協議会
	有元 和枝	神栖市食生活改善推進委員連絡協議会
	山崎 芳一	神栖市観光協会
学識経験者	丸野 和美	行政相談委員
	大槻 豊	神栖市教育会
	小濱 剛	千葉科学大学
	○名雪 敬子	茨城県地球温暖化防止活動推進員
	生板 清子	茨城県地球温暖化防止活動推進員
	小西 優介	茨城県地球温暖化防止活動推進員
企業及び企業の関係組織の 関係者	小並 靖史	東部コンビナート幹事会社
	石田 秀章	西部地区保安対策協議会会長会社
	大谷 好美	企業労組代表（鹿島地区労働組合懇談会）
	大竹 弘道	波崎地区企業連絡会・技術部会常任委員
	藤原 廣市	波崎工業団地第 2 地区 公害防止協定推進協議会・幹事会社

備考) ◎：会長、○：副会長

見直し時（令和 6 年度）

区分	氏名	備考
一般公募者	高橋 紀子	公募委員
	宇田 健二	公募委員
関係機関 及び団体の代表者又は 役職員	羽出 道雄	なめがたしおさい農業協同組合
	元吉 信行	はさき漁業協同組合
	村田 敏明	神栖市 PTA 連絡協議会
	安藤 幸江	神栖市食生活改善推進委員連絡協議会
	岡野 聡	神栖市観光協会
学識経験者	多辺田 弘之	神栖市教育会
	野口 芳夫	行政相談委員
	○丸野 和美	行政相談委員
	兼清 扶司雄	行政相談委員
	小濱 剛	千葉科学大学
	名雪 敬子	茨城県地球温暖化防止活動推進員
	生板 清子	茨城県地球温暖化防止活動推進員
	高浪 裕司	茨城県地球温暖化防止活動推進員
	◎江戸 健太郎	茨城県地球温暖化防止活動推進員
企業及び企業の関係組織 の関係者	橋本 伸太郎	東部地区企業連絡会
	幸山 一浩	西部地区企業連絡会
	柴田 伸生	波崎地区企業連絡会
	小田部 実	東京電力パワーグリッド(株)

備考) ◎ : 会長、○ : 副会長

神栖市環境市民会議

策定時 (平成 30 年度)	見直し時 (令和 6 年度)
名 前	名 前
小川 万代	細田 明男
太田 一子	飯田 靖司
羽生 享子	小川 万代
宮本 一男	真壁 佑子
加藤 和男	羽生 享子
高島 三千代	酒井 哲子
椎名 孝子	桧林 春代
坂野 勝	遠藤 道章
上久保 節子	坂尾 忍
○遠藤 道章	篠本 勝幸
飯田 等	才賀 秀樹
田川 勇治	◎加瀬 尊啓
渡辺 武	○飯田 等
◎才賀 秀樹	野口 豊子
元吉 信行	川口 文江
水野 源吾	柳堀 弘
塩治 源市郎	後藤 由喜夫
青木 邦夫	山田 猛
	高木 優一

備考) ◎ : 会長、○ : 副会長

神栖市環境基本計画策定委員会

委員 (役職)
◎副市長 市長公室長 総務部長 企画部長 波崎総合支所長 福祉部長 健康増進部長 ○生活環境部長 都市整備部長 産業経済部長 教育部長 農業委員会事務局長 環境課長
備考) ◎ : 委員長、○ : 副委員長
神栖市環境基本計画策定検討 部会
部会員 (役職) ◎環境課長 ○環境課長補佐 市長が任命する以下に掲げる課 の係長以上の職員 本庁 総務課 職員課 政策企画課 市民協働課 契約管財課 社会福祉課 健康増進課 保健予防課 防災安全課 環境課 廃棄物対策課 都市計画課 住宅政策課 道路整備課 施設管理課 下水道課 農林課 観光振興課 企業港湾商工課 水道課 教育総務課 学務課 教育指導課 文化スポーツ課 第一学校給食共同 調理場 農業委員会事務局 波崎総合支所 市民生活課 水産・地域整備課
備考) ◎ : 部会長、○ : 副部会長

⑦ 策定経過・策定経緯

➤ 平成29年度 環境調査を実施

1 1月～12月 アンケート調査

- 市 民 : 563 通回収／1,189 通発送※ (回収率 47.4%)
- 事業所 : 115 通回収／ 193 通発送※ (回収率 59.6%)
- 学 生 : 950 通回収／ 958 通発送※ (回収率 99.2%)
(小学校4校、中学校4校、高等学校2校)

※宛先不明で返却された分は、母数から除外している。

専門家ヒアリング

現地確認及び調査、資料の収集、データのとりまとめ等

➤ 平成30年度 計画策定のための会議などを実施

5月21日 第1回環境基本計画検討部会 開催
(市役所内部の関連部署による検討のための会議)

6月26日 第1回環境市民会議 開催
(市民の意見を反映するための会議)

8月21日 第2回環境基本計画検討部会 開催

9月27日 第2回環境市民会議 開催

10月23日 環境基本計画策定委員会 開催
(市役所内部の計画決定機関)

10月31日 第1回環境審議会 開催
(市長の諮問機関)

11月15日 パブリックコメントの募集開始
(市民からの意見を公募・12月14日までの1ヵ月間募集)

1月10日 第3回環境市民会議 開催

1月30日 第2回環境審議会 開催

2月13日 環境審議会の答申書提出

➤ 令和5年度 環境調査を実施

9月～12月 アンケート調査

- 市 民 : 584 通回収/1,196 通発送※ (回収率 48.8%)
- 事業所 : 71 通回収/ 194 通発送※ (回収率 36.6%)
- 学 生 : 763 通回収/ 881 通発送※ (回収率 86.6%)
(小学校4校、中学校4校・高等学校2校)

※宛先不明で返却された分は、母数から除外している。

専門家ヒアリング

現地確認及び調査、資料の収集、データのまとめ等

➤ 令和6年度 計画見直しのための会議等を実施

5月22日 第1回環境基本計画検討部会 開催

(市役所内部の関連部署による検討のための会議)

6月26日 第1回環境市民会議 開催

(市民の意見を反映するための会議)

8月13日 第2回環境基本計画検討部会 開催

9月30日 第2回環境市民会議 開催

10月9日 環境基本計画策定委員会 開催

(市役所内部の計画決定機関)

10月25日 第1回環境審議会 開催

(市長の諮問機関)

11月5日 パブリックコメントの募集開始

(市民からの意見を公募・12月4日までの1ヵ月間募集)

1月23日 第3回環境市民会議 開催

2月13日 第2回環境審議会 開催

2月21日 環境審議会の答申書提出

⑧ 諮問書・答申書

環 第 661 号
平成30年10月31日

神栖市環境審議会
会 長 安藤 和幸 様

神栖市長 石田 進

神栖市環境基本計画（案）について（諮問）

本市の豊かな環境を将来の世代に引き継ぎ、より良い環境づくりの取り組みを総合的かつ計画的に進めるための指針として、神栖市環境基本計画（案）を作成したので、貴審議会の意見を求める。

平成31年2月13日

神栖市長 石田 進 様

神栖市環境審議会
会長 安藤 和幸

神栖市環境基本計画（案）について（答申）

平成30年10月31日付け環第661号をもって当審議会に諮問のあった、神栖市環境基本計画（案）について、次のとおり答申する。

神栖市環境基本計画（案）について、当審議会において神栖市環境審議会規則第5条の規定に基づき、慎重に審議した結果、本案は妥当なものと認める。

なお、神栖市環境基本計画の実施にあたっては、望ましい環境像である「人と自然が調和・共生する循環型社会のまち・かみす」の実現に向けて、下記の事項に留意し、計画の円滑な推進に努めるよう要望する。

記

- 1 神栖市環境基本条例に定められた環境の保全及び創造に関する基本理念の実現のため、望ましい環境像や施策の内容を市民・事業者によく周知し、持続可能な社会の構築に向けて、市民・事業者・行政が三者一体となって進めること。
- 2 市の環境を取り巻く情勢の変化に対して、環境基本計画の趣旨を十分理解しつつ、速やかにかつ柔軟に対応すること。
- 3 環境基本計画を着実に実施するため、適切な指標設定と評価により効果的な進行管理に努めること。



環境基本計画答申書（平成31年2月13日）

環 第 3 2 8 号

令和 6 年 1 0 月 2 5 日

神栖市環境審議会

会 長 江戸 健太郎 様

神栖市長 石田 進

神栖市環境基本計画【改訂版】（案）について（諮問）

本市の豊かな環境を将来の世代に引き継ぎ、より良い環境づくりの取り組みを総合的かつ計画的に進めるための指針として、神栖市環境基本計画【改訂版】（案）を作成したので、貴審議会の意見を求める。

令和7年2月21日

神栖市長 石田 進 様

神栖市環境審議会
会長 江戸 健太郎

神栖市環境基本計画〔改訂版〕（案）について（答申）

令和6年10月25日付け環第328号をもって当審議会に諮問のあった、神栖市環境基本計画〔改訂版〕（案）について、次のとおり答申する。

神栖市環境基本計画〔改訂版〕（案）について、当審議会において神栖市環境審議会規則第5条の規定に基づき、慎重に審議した結果、本案は妥当なものと認める。

なお、神栖市環境基本計画〔改訂版〕の実施にあたっては、望ましい環境像である「人と自然が調和・共生する循環型社会のまち・かみす」の実現に向けて、下記の事項に留意し、計画の円滑な推進に努めるよう要望する。

記

- 1 神栖市環境基本条例に定められた環境の保全及び創造に関する基本理念の実現のため、望ましい環境像や施策の内容を市民・事業者広く周知し、持続可能な社会の構築に向けて、市民・事業者・行政が一体となって推進すること。
- 2 市の環境指標の達成状況などを踏まえつつ、脱炭素社会の実現に向けた機運の高まりや環境問題に関する国内外や県内の社会情勢の変化を注視し、必要に応じて速やかかつ柔軟に対応すること。
- 3 地球温暖化対策について正しく理解が進むよう周知や啓発に努めること。再生可能エネルギーの導入については、市民の生活環境や市の優れた自然環境との共存を見据え、促進に努めること。
- 4 神栖市環境基本計画〔改訂版〕の各施策を着実に実施するため、適切な環境指標を設定し、進行管理及び環境指標の評価を確実に going していくこと。



環境基本計画答申書（令和7年2月21日）

⑨ 用語解説

あ行

アイドリングストップ

信号待ち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させることです。また、そうした行動を推奨する運動をさす概念としても用いられます。なお、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」では努力義務として規定されています。

亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素

肥料、家畜のふん尿や生活排水等に含まれる窒素成分が酸化されたもので、土壌、水、植物中のあらゆる場所に存在します。亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素は植物に吸収されたり、ガス化して大気中に放出されたりしますが、吸収・放出しきれなかった分は地下水や河川、湖沼に溶出し、富栄養化の原因となります。

アンモニア

アンモニア（ NH_3 ）は水素（H）と窒素（N）で構成されており、水素を運ぶための媒体として近年注目されているエネルギー輸送形態の一つです。アンモニアは毒性があるために「劇物」に指定されていますが、化学工業の分野では安全に製造・運搬・貯蔵する技術がすでに確立されており、早期の実用化が見込まれている次世代エネルギー技術の一つです。

一酸化炭素

一酸化炭素は、無味、無臭、無色、無刺激な気体で、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成します。主要な発生源は自動車排出ガスですが、その他にも野焼き等によっても発生します。一酸化炭素の大気中での寿命は2～3か月であり、放出源との関係により濃度は空間的・時間的な変動が大きいのが特徴です。

一般廃棄物処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）に基づき市町村が策定するもので、市町村の一般廃棄物処理に係る基本的な考え方や方向性について定めています。「神栖市一般廃棄物処理基本計画」は2021（令和3）年度から2035（令和17）年度を計画期間とし、おおむね5年ごとに見直すこととしています。

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念のことです。

ウォームビズ

地球温暖化防止の一環として、暖房時の室温を20℃（目安）で快適に過ごすライフスタイルのことです。「衣」「食」「住」のちょっとした工夫で、あたたかく過ごし、無駄になってしまう暖房エネルギーを節約することができます。

営農型太陽光発電

農地の一時転用許可を受け、簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う取組のことです。ソーラーシェアリングともいいます。

エコアクション 21 (EA21)

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムです。環境省が策定したガイドラインに基づき取り組む事業者を、第三者機関が認証・登録します。中小事業者等の幅広い事業者に対して、自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動することができる」簡易な方法として国の法律や制度等に位置付けられています。

エコクッキング

残り物を材料にした調理や、水やエネルギー等を節約した調理など、環境に配慮しながら料理することです。

エコドライブ

低燃費と安全を考えた運転をエコドライブといいます。エコドライブには、車の燃費の把握、ふんわりアクセル（急発進・急加速・急減速をしない）、アイドリングストップ、適正なタイヤ空気圧の点検、渋滞の回避、適切なエアコン使用、不要な荷物はおろす、走行の妨げとなる駐車をしない、加速・減速の少ない運転などがあります。

エネルギー面的利用

個々の建物ではなく、エリア内の複数の建物でエネルギーの最適化を図ることです。スケールメリットを活かした高効率な設備の導入や、エネルギー利用に時間差がある複数の建物でのエネルギーの融通等により、エネルギー利用の効率化が期待できます。

オゾン層の破壊

オゾン層は成層圏に存在し、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し地球上の生物を守っています。オゾン層破壊物質が上空の成層圏（約 10～50km 上空）に達すると、太陽からの強い紫外線により分解され塩素原子や臭素原子が放出され、オゾンが破壊されます。

地球全体のオゾン層は 1980 年代から 1990 年代前半にかけて大きく減少しましたが、その後減少傾向は緩和し、1990 年代後半からはわずかな増加傾向が見られます。数値モデル予測によると、オゾン全量が 1980 年レベルまで回復する時期は、南極では 2066 年頃、北極では 2045 年頃、高緯度を除く全球の平均では 2040 年頃と予想されています。

温室効果ガス

大気を構成するガス成分のうち、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きをするガスを温室効果ガスといいます。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）により、CO₂（二酸化炭素）、CH₄（メタン）、N₂O（一酸化二窒素）、HFC 類（ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの）、PFC 類（パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの）、SF₆（六フッ化硫黄）、NF₃（三フッ化窒素）の 7 種類が削減対象の温室効果ガスとして定められています。

か行

改正フロン排出抑制法

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」のことです。2001（平成 13）年に「フロン回収・破壊法」が制定されましたが、フロン類を取り巻く状況の変化も踏まえて、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全般に対して包括的な対策を実施するため、2013（平成 25）年に「フロン排出抑制法」に法改正されました。令和元年法改正（2020（令和 2）年 4 月施行）では、機器廃棄時のフロン類回収に係る罰則が強化されました。

外来生物

人為の影響によって元々は生息していなかった地域に入り込んだ生物のことで、一般的には「外来種」とほぼ同義で用いられています。「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）では国外由来のものが対象で、特に生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害が懸念されるものは「特定外来生物」に指定されています。日本国内の生物種でも、元々いなかった地域に持ち込まれた場合には「国内由来の外来種」と呼ばれます。

合併処理浄化槽

し尿と併せて生活雑排水を処理する浄化槽のことで、公共下水道などが整備されていない地域での汚水処理に必要な設備です。「単独処理浄化槽」はし尿処理だけに対応している浄化槽で、生活雑排水は処理されず河川に垂れ流されてしまいます。そのため、「単独処理浄化槽」から「合併処理浄化槽」への転換が強く求められています。

家庭用燃料電池（エネファーム）

都市ガス・LP ガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて電気とお湯をつくる設備のことで、家庭で発電もできる給湯システムともいえます。電気と熱の両方を有効利用することで、エネルギー効率を高めることができます。

家電リサイクル法

「特定家庭用機器再商品化法」の通称です。一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶式、有機 EL 式、プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。

環境家計簿

家庭の日常生活での温室効果ガスの排出実態を把握するためのツールのことです。エネルギー使用量や温室効果ガス排出量の傾向を比較・評価して生活を見直していくことで、環境にやさしい生活の実践に役立てることができます。資料編〔⑩詳細解説〕（P. 118）も参照ください。

環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全するうえで“維持されることが望ましい基準”として、「環境基本法」第 16 条に基づき定められた行政上の政策目標のことで、大気、水、土壌、騒音について定められています。

環境制御

農業分野における環境制御とは、光・温度・湿度・CO₂濃度・気流などの環境要因を作物の生育に適した状態に調整することをいいます。環境制御により、作物の収量・品質の安定化や向上、収穫時期の調整、病虫害の抑制などを図ることができます。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のことです。

環境マネジメントシステム

組織がその運営や経営の中で自主的・積極的な環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制・手続き等の仕組みをいいます。環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション 21 や、国際規格の ISO14001 等があります。

気候変動枠組条約

「気候変動に関する国際連合枠組条約」のことで、1994（平成6）年3月に発効しました。大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約です。

気候変動枠組条約締約国会議

「気候変動枠組条約」に基づき、1995（平成7）年から毎年開催されている国際会議のことです。COPという略称が広く使用されています。

揮発性有機化合物（VOC）

蒸発しやすく大気中で気体状となる有機化合物の総称で、VOC（Volatile Organic Compounds）ともいいます。トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれます。光化学オキシダントやPM2.5の原因の一つです。

建築物省エネ法

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の略称で、2021（令和3）年11月に施行されました。建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務等の措置が講じられています。

クールビズ

地球温暖化防止の一環として、冷房時の室温を28℃（目安）で快適に過ごすライフスタイルのことです。軽装のほか、省エネ型エアコンへの買換え、西側の日よけのブラインド、日射の熱エネルギーを遮蔽する効果がある緑のカーテンなどの取組が推奨されています。

グリーン・イノベーション

直訳すると“緑の革命”で、略称をGIといいます。環境・エネルギー分野での技術革新や新たな価値の創出のことを指します。

グリーンコンシューマー

直訳すると“緑の消費者”で、環境に配慮した行動をする消費者のことを指します。

公害防止協定

公害の防止に関して企業・市・県と締結している協定で、鹿島地域では、硫黄酸化物における工場ごとの排出量を制御する方式を取り入れるなど、県内の他地域にはない先駆的な取組を行ってきました。

光化学オキシダント

自動車や工場からの排気ガスなどに含まれている窒素酸化物や揮発性有機化合物などが、太陽からの紫外線を受けて光化学反応を起こして作り出される物質の総称です。光化学オキシダントの濃度が高くなり、空気が霞んでモヤがかかったような状態になることを光化学スモッグといいます。光化学スモッグは日差しが強く風の弱い日に発生しやすいとされます。人の粘膜を刺激する性質を持つほか、植物にも被害を及ぼします。

降下ばいじん

降下ばいじんとは、大気中の粒子状物質のうち、重力、雨等によって降下するばいじん、粉じん等の物質の総称です。ばいじんとは、物を燃やした時に発生する煙やスス・チリ等の粒子状物質のことです。粉じんとは、物の破壊や選別、堆積等に伴い発生又は飛散する粒子状物質のことです。

高度処理型合併処理浄化槽

汚水に含まれる有機物を分解するだけでなく、窒素やリンの除去もできる合併処理浄化槽のことです。湖沼や閉鎖性海域でのより一層の水質汚濁防止、富栄養化防止の目的で用いられる浄化槽です。神栖市の一部の地域では茨城県の「霞ヶ浦水質保全条例」により、新たに合併処理浄化槽を設置する場合には高度処理型合併浄化槽の設置が義務付けられています。

固定価格買取制度

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。FIT (Feed-in Tariff) 制度ともいいます。電力会社が買い取る費用の一部は、“再エネ賦課金”という形で毎月の電気料金の一部が賄われています。

コロナ禍

新型コロナウイルス感染症が招いた災難や危機的状況のことです。感染症自体だけでなく、それを抑止するための行動制限、社会・経済活動の自粛や停滞、人々の疑心暗鬼など、広く含まれます。世界保健機関 (WHO) では、新型コロナウイルス感染症について「国際的に懸念される公衆衛生の緊急事態」を 2020 (令和 2) 年 1 月に宣言し、2023 (令和 5) 年 5 月に終了勧告しています。

さ行

再資源化

「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」においては、廃棄物の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にすることと定義されています。

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、枯渇せずに繰り返して永続的に利用できるエネルギーのことです。

酸性雨

人間活動等により空気中に放出された酸性物質を空気中で取り込み酸性化した雨のことです。酸性物質の元となるのは、化石燃料の燃焼や火山活動などにより放出される二酸化硫黄 (SO_2) や窒素酸化物 (NO_x) で、大気中で化学変化を起こし硫酸や硝酸に変わり、それが雨水に取り込まれ酸性雨となります。大気中の二酸化炭素 (CO_2) が十分溶け込んだ場合の pH が 5.6 であるため、pH5.6 が酸性雨の一つの目安となります。

次世代型太陽電池

現在の太陽電池の主流はシリコン系太陽電池ですが、重量があるため設置場所が限られることや製造過程での環境負荷が高いといった課題があります。そのため、シリコン系太陽電池以外の様々なタイプの太陽電池の開発が進められており、それらを総称して次世代型太陽電池といいます。特に、ペロブスカイト太陽電池は社会実装に近い次世代型太陽電池として期待されています。

次世代自動車

大気汚染物質や地球温暖化の原因となる窒素酸化物や二酸化炭素等の排出が少ない、又は全く排出しない、排ガス性能や燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のことです。ハイブリッド自動車 (HV)、電気自動車 (EV)、プラグインハイブリッド自動車 (PHEV)、燃料電池自動車 (FCV)、クリーンディーゼル自動車 (CDV) が次世代自動車に該当します。

省エネルギー型農業機械

低燃費化や高能率化、生産工程の省略化（軽減化）、代替燃料への対応などが図られた農業機械のことです。

食品ロス

本来食べられたはずの食品がゴミとして捨てられてしまうことをいいます。食品ロスは期限切れ、食べ残し、過剰除去、売れ残りなどにより発生します。

水源涵養

雨水を土壌の中に蓄えてその水を浄化しながら徐々に流していく働きのことです。森林だけでなく農地、原野、裸地などにも涵養機能があり、例えば水田には広範な面積に長期間水を溜めることによる地下水涵養の機能があります。

水素

宇宙で最も豊富にある元素ですが、水素単体（ H_2 ）では自然界にはほとんど存在しません。化石燃料から人工的につくられた水素を「グレー水素」、化石燃料から人工的につくられた水素でも製造過程で発生する CO_2 を回収したものを「ブルー水素」、再生可能エネルギーなどをもとに CO_2 を排出せずにつくられた水素を「グリーン水素」と呼びます。

水素エネルギー

直接燃焼させて熱エネルギーを得たり、酸素と結びつけることで発電・熱利用したりすることができます。利用時に排出されるのは水のみで、 CO_2 を排出しません。使いきれない再生可能エネルギーを水素エネルギーとして変換し貯蔵・輸送することで、エネルギーの有効活用につなげていくことが期待されています。

水素ステーション

燃料電池自動車（FCV）の燃料となる水素を車に供給するステーションのことです。四大都市圏（首都圏、中京圏、関西圏、北部九州圏）を中心に、官民が協力して整備が進められています。2024 年 12 月時点で全国 161 箇所あり、県内では 2 箇所で開催されています。

スマート農業

ロボット、AI、IoT 等の情報通信技術を活用した農業のことです。スマート農業技術により、農作業の効率化、農作業における身体負担の軽減、農業の経営管理の合理化による農業の生産性の向上などの効果が期待されます。

生活排水処理計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）に基づき市町村が策定する生活排水（し尿及び生活雑排水）処理に関する計画です。本市では「神栖市一般廃棄物処理基本計画」に包含しています。

生活排水処理率

計画処理区域内人口に対する生活雑排水処理人口の割合です。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。「生物多様性条約」では、“生態系の多様性”・“種の多様性”・“遺伝子の多様性”という 3 つのレベルで多様性があるとしています。“生態系の多様性”とは、森林や湿原、河川、海岸など様々なタイプの自然があることをいいます。“種の多様性”とは、動植物から細菌などの微生物にいたるまで色々な生きものがいることをいいます。“遺伝子の多様性”とは、同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより形や模様、生態などに多様な個性があることをいいます。

絶滅危惧種

絶物の危機にある生物種のことです。絶滅危惧種の指定内容は条例・法令等により異なります。国際的には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」での規制対象種や、国際自然保護連合（IUCN）が定めた「レッドリスト」の指定種が該当します。日本では「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」や「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト（環境省レッドリスト）」の指定種、茨城県では「茨城県版レッドリスト」の指定種などが該当します。

ソーラーシェアリング

農地の一時転用許可を受け、簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う取組のことです。営農型太陽光発電ともいいます。

卒 FIT

再生可能エネルギー発電設備がそれぞれ「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT 制度）」に基づき認定を受けている買取期間が満了することです。卒 FIT 後も発電は可能ですが、通常だと買取価格が下がるため、新たな活用方法への切替も選択肢としてあります。

た行

第 1 種指定化学物質

PRTR 制度の対象となる化学物質のことです。人や生態系への有害性（オゾン層破壊性を含む）があり、環境中に継続して広く存在する（暴露可能性がある）と認められる物質として計 515 物質が指定されています。

耐候性ハウス

農業用ハウス等の基礎部分や接合部分を、強風や積雪に耐えられるように補強・改良することで十分な強度を確保した農業用ハウスのことです。

代替フロン

オゾン層を破壊する物質としてモントリオール議定書で規制の対象となった特定フロン類の代替品として開発された物質のことで、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）等があります。オゾン層破壊効果はないものの温室効果が高いため、2016（平成 28）年のモントリオール議定書のキガリ改正を受け、2019（平成 31）年 1 月から「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」、2020（令和 2）年 4 月から「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」の規制対象に追加されました。

大腸菌群

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌のことです。水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われています。

第 6 次評価報告書

気候変動に関する政府間パネル（IPCC：Intergovernmental Panel on Climate Change）が、気候変動に関する研究から得られた知見を評価しまとめた報告書を定期的（5～8 年ごと）に作成しており、第 6 次評価報告書は 2021（令和 3）～2023（令和 5）年に作成されました。なお、IPCC は国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）によって設立された政府間組織です。

地域新電力

広義では電気の地産地消を目標にした地域密着型の小売電気事業者のことを指します。環境省では“地方自治体の戦略的な参画・関与の下で小売電気事業を営み、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業者”を地域新電力と呼んでいます。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面気温や海水温などが上昇することです。温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えることで、地球規模での気温上昇（温暖化）が進行し、陸地の減少や異常気象の増加などの様々な問題が起きると言われています。

低炭素

地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量を削減するため、その主な排出源である化石エネルギーへの依存を低減した状態のことです。

適応策

気候変動対策としては、温室効果ガスの排出を減らし気候変動の原因をできるだけ抑える「緩和」だけでなく、気候変動による影響に備える「適応」も重要です。「適応策」の例として、農林水産業分野では作物の高温耐性品種への転換や作期の変更、栽培管理の高度化などが挙げられます。

田園共生区域

「神栖市都市計画マスタープラン」で示している地域区分の一つで、市街化調整区域においても、業務・産業・住宅が立地し、市域の中で都市的な機能を果している区域を田園共生区域と位置づけ、バランスのとれた適切な環境を維持していくものとしています。

電気自動車（EV）

電気モーターを動力源として走行する自動車のことです。現在市販されている電気自動車のほとんどはバッテリーに蓄電した電気で走行するタイプで、BEV（Battery EV：バッテリー式電気自動車）とも呼ばれます。燃料電池自動車も広義での電気自動車の一種です。

特定フロン

オゾン層を破壊する物質としてモントリオール議定書で規制の対象とされている CFC（クロロフルオロカーボン）及び HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）のことを指します。「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」では特定フロンの製造・輸入の禁止が図られています。また、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」では特定フロン使用機器の漏洩防止や使用機器廃棄時の回収義務化などが図られています。

特別栽培農産物

農林水産省が定めた「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に則り、“その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が 50%以下、化学肥料の窒素成分量が 50%以下”で栽培された農産物のことです。茨城県では「茨城県特別栽培農産物認証実施要領」に特別栽培農産物の認証に関する必要な事項が定められています。

都市計画マスタープラン

「都市計画法」に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、市町村がその創意工夫のもとで住民の意見を反映させ、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを定めるものです。本市では、2009（平成 21）年 3 月に「神栖市都市計画マスタープラン」を策定（2019（平成 31）年 3 月改定）し、本市の 20 年後の姿を想定したまちづくりの長期的・総合的な将来像及びその実現に向けた基本的な方針を示しています。

都市再生特別措置法

情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保するため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定められた法律です。2014（平成 26）年の法改正で創設された「立地適正化計画」制度に基づき 2022（令和 4）年 3 月に「神栖市立地適正化計画」を策定し、高密度な経済活動を営める都市構造を目指したコンパクトシティの形成を目指し、居住と都市機能の誘導に係る内容を定めています。

ダイオキシン類

ダイオキシン類は塩素を含む物質の不完全燃焼や、薬品類の合成の際、意図しない副生成物として発生する物質です。廃棄物の焼却処理過程、金属精錬施設、自動車排出ガス、たばこの煙、火災などで発生します。ダイオキシン類は分解しにくく、健康面等への影響が大きい化学物質であるため、「ダイオキシン類対策特別措置法」により厳しい規制や措置等が定められています。

デマンドタクシー

利用者の予約に応じて運行する乗り合いタクシーのことです。本市では効率的な運行を実現するために市内を 4 つのエリアに区分し、行き先を公共施設、金融機関、商業施設、医療機関等の乗降所として登録された場所に限定して運行しています。

デング熱

デング熱はデングウイルスによる感染症で、ネッタイシマカやヒトスジシマカによって人に感染します。主に熱帯、亜熱帯地域で多い感染症ですが、地球温暖化により熱帯性の蚊が増加・分布拡大することで日本での感染拡大が懸念されています。

な行

二酸化硫黄（SO₂）

石炭や石油など硫黄を含む化石燃料の燃焼時に発生します。また、鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出されます。健康被害を引き起こす主要な大気汚染物質の一つであり、また酸性雨の原因物質の一つでもあります。

燃料電池自動車 (FCV)

燃料電池を搭載した電気自動車のことです。水素と空気中の酸素を燃料電池で化学反応させて得られる電気でモーターを駆動させます。乗用車、バス、トラック、フォークリフトなどで商品化されています。バッテリー式電気自動車と比べて燃料充填時間が短く航続距離が長いのが長所ですが、燃料充填には水素ステーションが必要です。

農業用廃プラスチック

農業生産に伴って発生したプラスチック類のことで、使用済みのハウス用ビニール、マルチ、肥料袋、ラップフィルム、セルトレイ、農薬容器、育苗箱などが挙げられます。

は行

バイオマス

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、生物由来の有機性資源（化石資源を除く）のことです。木材、家畜排泄物、食品廃棄物、下水汚泥、稲わら、ナタネ油など様々なものがバイオマス資源となります。

バイオマス発電

バイオマスを原料にした発電のことです。直接燃焼や熱分解ガス化、メタンガス化など多様な発電方式があります。発生する熱も有効利用する熱電併給発電（コジェネレーション発電）も可能です。

パイプハウス

鋼管などのパイプを支柱に使用したビニールハウスのことです。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のことです。

ヒ素

ヒ素は自然環境中に広く存在する元素で、工業原料などで利用されています。自然由来のヒ素もありますが、ヒ素を原料とする製品の保管や処理に伴って環境中に放出されるものもあります。ヒ素及びその無機化合物は毒性が強いため、PRTR 法に基づく第2種指定化学物質に指定されています。

風力発電

風車によって風の持つ運動エネルギーを回転エネルギーに変換し、タービンを回して電力を得る発電形態をいいます。

フッ素

フッ素は反応性が高く、基本的に自然環境下では単体で存在せず、フッ化物イオンとして広く存在しています。水質汚濁防止法ではフッ素及びその化合物について環境基準が定められています。大気汚染防止法ではフッ素、フッ化水素、フッ化珪素がばい煙として指定されており、排出基準値が設定されています。

なお、水質の環境基準であるフッ素及びその化合物はフッ素と無機物が結合した物質を対象としており、有機フッ素化合物は別の扱いとなりますが、有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、その中でも PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFHxS（ペルフルオロヘキサンスルホン酸）は難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、国内で規制やリスク管理に関する取組が進められています。

浮遊粒子状物質

SPM (Suspended Particulate Matter) ともいいます。大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$ 万分の 1m ）以下のものをいいます。

フロン類

フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称です。エアコン、冷蔵・冷凍庫の冷媒や、建物の断熱材、スプレーの噴射剤など、身の回りの様々な用途に活用されてきましたが、オゾン層の破壊、地球温暖化といった地球環境への影響が明らかになったため、より影響の少ないフロン類や他の物質への代替が進められています。

防災用ポータブル蓄電池

設置工事の必要がなく、持ち運びに便利なコンパクトサイズの蓄電池のことです。AC 出力コンセントが付いたものは小型家電製品にも対応できます。

放射性物質

放射線を出す物質のことです。放射線量はシーベルト（Sv）、放射能（放射線を出す能力）はベクレル（Bq）で表します。

ま行

みどり認定

「みどりの食料システム法」に基づく、化学肥料・農薬の使用低減などに取り組む農業者の認定制度のことです。「みどり認定」を受けることにより、設備投資の際の税制優遇が受けられたり、様々な国庫補助金の採択で優遇されること、日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できるなどのメリットがあります。茨城県では「茨城県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」を策定しており、農業者はこの基本計画に基づく「環境負荷低減事業活動実施計画」を作成・申請を行うことで、県の認定を受けることができます。

みどりの食料システム法

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」の略称です。農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する計画の認定制度の創設等について定めています。

みどりのネットワーク

環境保全、防災などみどりの持つ機能をより効果的に発揮させるために、みどりの連続性を充実させたつながりのことです。

モーダルシフト

トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換することをいいます。鉄道や船舶の貨物輸送は特に大量・長距離輸送において輸送効率化のメリットがありますが、それ以外にもトラックドライバー不足や労働環境改善、渋滞解消などの効果も期待できます。

や行

有機懸濁物

水や他の液体中に浮遊している有機物で、水質や液体の透明度を低下させ、色や臭いを与える微粒物質のことです。

有機ヒ素化合物

ヒ素と炭素の直接結合をもつ化合物の総称です。

ら行

リスクコミュニケーション

化学物質などの環境リスクに関する正確な情報を行政、事業者、住民等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ることです。

アルファベット

3R

Reduce（排出抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）の総称です。

5R

3R（Reduce、Reuse、Recycle）に、Refuse（発生抑制）、Repair（修理・修繕）の2つを加えた総称です。

BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand の略称で、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で表す、河川の有機汚濁を測る代表的な指標です。BOD の値が大きいほど水中の有機物が多いことを示し、水質汚濁の程度も大きいことになります。

COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demand の略称で、水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標です。COD の値が大きいほど水中の有機物が多いことを示し、水質汚濁の程度も大きいことになります。

COP

Conference of the Parties の略称で、「締約国会議」を意味します。環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されています。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約などの締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入ります。

CSR

Corporate Social Responsibility の略称で、“企業の社会的責任”を意味します。企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方です。

PPA

Power Purchase Agreement の略称で、直訳すると“電力購入契約”を意味します。電力消費者の施設屋根や土地に PPA 事業者の資金で発電設備を設置し、電力購入契約を結んで発電した電気を供給する仕組みです。PPA 事業者は電気代により投資資金を回収します。電力消費者にとっては、初期投資ゼロで発電設備を設置できます。発電設備を他者が所有するため“第三者所有モデル”とも呼ばれます。

PRTR 制度

Pollutant Release and Transfer Register（化学物質 排出・移動量 届出）制度の略称です。人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どこから、どれだけ排出されているかを知るとともに、化学物質の排出量や化学物質による環境リスクを減らすための国の制度です。

SDGs

Sustainable Development Goals の略称で、“持続可能な開発目標”と訳します。2015（平成 27）年の国連総会で採択された 2030 年までの国際目標で、先進国を含めた国際社会全体が持続可能な発展をするための 17 の目標が示されています。資料編 [⑩詳細解説]（P.116）も参照ください。

ZEB

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略で、ビルにおける一次エネルギー消費量を、省エネ機能の向上や再生可能エネルギーの活用などの創エネにより削減し、年間を通した一次エネルギー消費量を正味でゼロ又は概ねゼロにするビルを指します。

ZEH

Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略で、住宅における一次エネルギー消費量を、省エネ機能の向上や再生可能エネルギーの活用などの創エネにより削減し、年間を通した一次エネルギー消費量を正味でゼロ又は概ねゼロにする住宅を指します。

⑩ 詳細解説

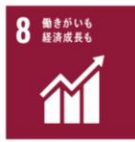
a) SDGs

図 32 持続可能な開発目標(SDGs)について(1/2)



出典) 外務省 持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組

図 33 持続可能な開発目標(SDGs)について(2/2)

持続可能な開発目標(SDGs)の詳細			
	目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の 貧困を終わらせる		目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障 及び栄養の改善を実現し、 持続可能な農業を促進する
	目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の 健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い 教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、 すべての女性及び女児の エンパワーメントを行う		目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と 持続可能な管理を確保する
	目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる 持続可能な近代的なエネルギーへの アクセスを確保する		目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての 人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある 人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	目標9【インフラ、産業化、 イノベーション】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、 包摂的かつ持続可能な産業化の促進 及びイノベーションの推進を図る		目標10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する
	目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で 持続可能な都市及び人間居住を実現する		目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する
	目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための 緊急対策を講じる		目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を 保全し、持続可能な形で利用する
	目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利 用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠 化への対処ならびに土地の劣化の阻止・ 回復及び生物多様性の損失を阻止する		目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会 を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提 供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責 任のある包摂的な制度を構築する
	目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を 強化し、グローバル・パートナーシップを 活性化する		

出典)外務省 持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組

b) 環境家計簿

図 34 環境家計簿イメージ図(茨城県)(1/2)



いばらきエコスタイル

エコチェックシート

基礎編
(印刷用)

環境にも家計にもやさしいエコな暮らしは、「生活の中のちょっとした工夫」から始まります。
「エコチェックシート」を使って、今日からエコな暮らしを始めましょう！
まずは1週間、続けて実践してみましょう。(金額は目安です)

※A4サイズでプリントいただき、ご活用ください。

自己評価で実践度を記入しましょう。

実践できた…○ やっていない…×

実践できた取り組みの○の数を記入してみましょう！

キッチン	買い物	リビング	浴室・洗面所	車	その他
料理の作りすぎには注意。捨ててしまっは本末転倒です。	物を大切に、余分なものを買すぎないことが大切です。	暑すぎず、寒すぎず。ちょうど良い温度で過ごす工夫をしましょう。	洗濯物はためて洗う、貴重な水をみんなで大切に使いましょう。	運転は心と時間に余裕をもって。エコドライブを心がけましょう。	宅配便の受け取り変更やゴミの分別など、ちょっとした手間で環境を守れます。
/ 4	/ 2	/ 4	/ 4	/ 3	/ 1

実践できた取り組みの数の合計

/ 18



あなたの
エコスタイル
実践度は？

0 ～ 14 個… がんばりましょう！まずはエコに関心をもつことから。

15 個 ～ … なかなかのエコ意識です！他にもできることを探しましょう。



スマホやパソコンでチェックできるWeb版もご活用ください





茨城県

県民生活環境部 環境政策課 地球温暖化対策グループ
茨城県水戸市笠原町978番6
TEL. 029-301-2939 FAX. 029-301-2949

図 35 環境家計簿イメージ図(茨城県)(2/2)

●キッチン

毎日使うキッチン。まずはここから始めましょう。



	実践項目		実践度
冷蔵庫	ものを詰め込みすぎない 詰め込んだ場合と、半分にした場合の比較 年間で電気 43.84kWh の省エネ (原油換算 11.05L)	CO₂削減量(年間) 21.4kg 節約効果(年間) 1,360円	
炊飯器	使わない時は、プラグを抜く ・長く保温しないようにしましょう。保温時間が長くなると電力の消費量が増え風味も悪化します。 ・食べる時間にあわせて炊き上がるようにタイマー予約を上手に使いましょう。 1日に7時間保温し、コンセントに差し込んだままの場合と保温せずにコンセントからプラグを抜いた場合の比較 年間で電気 45.78kWh の省エネ (原油換算 11.54L)	CO₂削減量(年間) 22.3kg 節約効果(年間) 1,420円	
ガスコンロ	炎がなべ底からはみ出さないように調節する 水 1L (20℃程度) を沸騰させる時、強火から中火にした場合 (1日3回) 年間でガス 2.38m ³ の省エネ (原油換算 2.76L)	CO₂削減量(年間) 5.3kg 節約効果(年間) 390円	
料理	食材をムダなく使う 食品は多くの水分を含むため、焼却の際は、たくさんのエネルギーを使い、CO ₂ が発生します。家庭から排出される食品ロスの主な発生要因は、食べ残し、手つかずの食品、皮の剥きすぎなどが原因です。食品を無駄なく使い切ることで、食品ロスの削減につながります。		
合 計			/ 4

●買い物

買う前に「本当に必要なのか」考えることが大切です。



	実践項目		実践度
	エコバックを積極的に利用する エコバックを利用することで、プラスチックごみが削減され、環境保全につながります。		
	過剰包装や使い捨て食器類は断る マイボトルやマイ箸を使うことでゴミを減らすことができます。		
合 計			/ 2

出典) いばらきエコスタイル エコチェックシート

【改訂】神栖市環境基本計画

平成 31 年度～令和 10 年度

令和 7 年 3 月

発行 神栖市

編集 神栖市生活環境部環境課

〒314-0192

茨城県神栖市溝口4991番地5

電 話 0299(90)1111(代表)

ファクス 0299(90)1112



再生紙を使用しています。